

釧路市間伐材流通経費緊急支援事業補助金 交付要綱

第1 趣旨

この要綱は、近年の木材価格の低迷及び新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいる間伐材の流通取引を支援するため森林環境譲与税を財源として実施するもので、釧路市林業振興条例（平成17年10月11日付釧路市条例第183号。以下「条例」という。）、釧路市林業振興条例施行規則（平成17年10月11日付釧路市規則第202号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容

間伐等の推進を図るため、釧路市内私有林において森林環境保全整備事業（以下「公共事業」）又は非公共事業等の北海道が実施する造林関係事業、もしくは釧路市私有林整備事業により行われた間伐の事業により産出された間伐材を、需要先（製材工場・チップ工場、木質バイオマス発電所等。以下「需要先」という。）へ運搬を行う際に、その運搬経費に対し、森林環境整備基金を財源とした予算の範囲内で補助するものとする。

第3 事業主体

本事業に定める事業主体は、森林所有者・林業事業者（北海道林業事業者登録制度への登録事業者）・森林組合・その他市長が認める者のうち、大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当しないもの）に該当しないものであって、第2に記載する補助事業にて間伐事業を行った際に生産された間伐材を一時堆積場（山土場等ストックポイント）から需要先へ運搬するにあたり、当該運搬に要する経費を負担する者とする。

第4 補助金額

間伐材を一時堆積場（山土場等ストックポイント）より需要先へ運搬する際の運搬費について、運搬距離により下記の区分に応じた単価とし、補助金額は当該単価に運搬材積量を乗じた金額とする。

運搬距離区分	単価
20km 以上 50km 未満	500 円/m ³
50km 以上	1,000 円/m ³

但し、運搬費の実績が上記により算定した額を下回る場合は、補助額は当該実績額以内とする。また、距離の算定方法については、別に定める。

第5 事業の計画

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」）は、実施計画書（別記第1号様式及び別表）を市長へ提出するものとする。

第6 配分通知

市長は、前条により提出された実施計画に基づき、当該事業に係る補助金の配分通知を行うも

のとする。

第7 補助金交付申請

前条により配分通知を受けた後、申請者は、原則事業開始前（運搬開始前）までに（別記2号様式）により補助金交付申請書を市長へ提出するものとする。

2 市長は補助金交付申請書の提出があった場合には、内容を審査し、その適否を通知する。

3 補助事業の内容を変更する場合、申請者は、事前に市と協議のうえ、速やかに別記第4号様式により補助金変更承認申請書を市長へ提出するものとする。

但し、補助金交付申請額の10%を超えない増減であって、補助金の増額が伴わない変更の場合はこの限りでない。

4 市長は、補助金変更承認申請書の提出があった場合は、内容を審査し、その適否を通知する。

第8 実績報告

申請者は事業完了後（運搬完了又は第2に記載する補助事業の交付決定のいずれか遅い方）14日以内、または令和4年4月10日のいずれか早い日までに、補助事業の実績報告書（別記5号様式）を市長に提出するものとする。

第9 補助金の額の確定

市長は、実績報告書の提出があった場合は、内容を審査し、適当と認められる場合は、申請者へ額の確定通知を行うものとする。

第10 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附則 この要綱は令和3年4月1日から施行する。